

事務連絡
令和4年11月9日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県民生主管部（局）
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市認定こども園担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各都道府県・市区町村保育主管部局
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

観賞用植物の誤食による食中毒防止に向けた注意喚起について

日頃から子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

有毒植物による食中毒に関して、野草の誤食のみならず、グロリオサ、イヌサフラン等の観賞用として栽培されている植物の誤食による事例も散見され、死者も発生していることを受けて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課から各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局宛てに、観賞用植物の誤食による食中毒を予防するための留意事項をまとめたリーフレットの活用及び周知依頼がなされました。

つきましては、貴部局におかれても、本周知内容について御了知の上、管内市区町村及び各施設・事業者を通じ、各施設及び事業の利用者への周知についてお取り計らいくださるようお願いいたします。

【本件担当】

- 教育・保育施設等における重大事故の報告に関すること
内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03 - 6257 - 1467（直通）
- 認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）付
TEL：03 - 5253 - 2111（内線 38442）
- 認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4838）
- 保育所、地域型保育事業所に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4853）
- 別添の周知資料に関すること
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
TEL：03 - 5253 - 1111（内線 4251）